

平成10年第2回沼田町議会定例会会議録 (2日目)

平成10年6月18日(木)

午後14時47分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 尾 政 春	議 員	1 番	谷 口 清 治	議 員
	2 番	橋 場 守	議 員	3 番	大 沼 恒 雄	議 員
	5 番	吉 田 俊 一	議 員	6 番	吉 田 好 宏	議 員
	7 番	森 井 章 夫	議 員	8 番	横 山 峯 生	議 員
	9 番	野 道 夫	議 員	10 番	久 保 寛	議 員
11 番	山 木 一 男	議 員		12 番	杉 本 邦 雄	議 員
13 番	室 田 俊 朗	議 員		14 番	中 村 進	議 員
15 番	山 田 英 次	議 員		16 番	伊 藤 初	議 員

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	篠 田 久 雄 君	農業委員会 委 員 長	小 西 義 光 君
-----	-----------	----------------	-----------

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西 田 篤 正 君	収 入 役	篠 田 繁 彦 君
総務課長	市 橋 忠 晴 君	財政課長	平 木 昭 良 君
産業課長	矢 野 潔 君	水道課長	松 田 剛 君
民生課長	半 田 昭 雄 君	振興室長	中 村 幸 雄 君
建設課長	藤 間 武 君	和風園園長	高 儀 博 幸 君
旭寿園園長	清 水 勝 之 君	在宅介護支援センター所長 デイサービスセンター所長	佐 藤 幸 一 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	久 本 博 美 君	次 長	野 原 耕 次 君
-----	-----------	-----	-----------

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

(岩寺監査委員・山本教育委員長 欠席)

(開 議 宣 言)

○議長（吉尾政春議長） これより2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番吉田議員、13番室田議員を指名致します。

○議長（吉尾政春議長） 日程の変更についてお諮りいたします。日程第2、議案第28号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については一般的には条例の先議が原則ですが、本案は別途国保会計補正予算により保険税課税総額と密接な関係がありますので、日程第7、議案第33号、平成10年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についての次に変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって議事日程の順序は変更されました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第3、議案第29号、土地所有権移転登記手続請求に関する和解についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第29号、土地所有権移転登記手続請求に関する和解について。

町は、標記について次のとおり和解を成立させる。

平成10年6月17日提出。

沼田町長名でございます。

記といたしまして、1、和解相手方の住所氏名、雨竜郡沼田町南1条1丁目30番地の5、高橋清子。

2、和解要旨、①、和解金として金20万円を支払う。②、上記の外、債権債務は存

在しないことを相互確認。③、訴訟費用は各自の負担とする、ということでございます。

これは昭和63年の10月に今回の和解の相手方であります高橋清子さんから町を相手にいたしまして調停の申立てがあり、この度和解がまとまったということで議会の提案を申し上げたところでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

暫時休憩をいたします。

14時50分

○議長（吉尾政春議長） 再開いたします。

14時52分

○議長（吉尾政春議長） 日程第4、議案第30号、平成10年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 日程第4、議案第30号、平成10年度沼田町一般会計補正予算について。

平成10年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

まず別冊の一般会計補正予算をご覧願いたいと思います。

以前に、その前に補正予算の概要説明書は既にお配りされていることとしますので、概略ご説明申し上げたいと思います。

平成10年度沼田町一般会計補正予算（第1号）。

平成10年度沼田町一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 195,380千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,195,380千円と定める。

第2項は省略させて頂きまして、地方債の補正は、第2条 地方債の変更及び追加は「第2表 地方債の補正」による。

これは4頁に記載されてございますのと、最後の22頁に調書をつけてございます。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

まず歳出よりご説明申し上げます。14頁をお開きください。

まず今回の補正でございますけども、2款の総務費、補正額40,628千円でございます。主なものでございますけども、まず一般管理費は旅費でございますが、海外の視察研修に伴う特別旅費ということで 1,150千円、それから今回の議案第29号で土地所有権に係る和解ということでの弁護士委託料と和解金の予算を計上いたしました。次に企画費、8目です。道の駅の整備計画策定事業の事業料増に伴い名称を変更し、事業費を追加し、はたるの里賑わい拠点づくり（道の駅）整備計画策定事業とし、これを増額計上いたしました。次の9目の振興費、これは今回 300千円の増は、21世紀の、失礼、沼田町の謝礼の分でございますしてアドバイザーの5名分ということでの増で、あと以下旅費の中身につきましては組み替えということでの差引分ということでございます。次の、下がりまして19目の産炭地域活性化事業の1,875千円の関係につきましては、雪サミットの経費の増額計上ということでのものでございます。次の頁でございます。20目の定住促進団地整備費でございます。これにつきましても行政報告での説明ありましたとおり、定住促進団地の整備事業に係る予算を35,593千円と計上いたしまして、賃金の節から17の固有財産購入費までをそれぞれここでみてございます。尚、国土支出金が10,101千円と地方債が10,600千円、残り一般財源を14,892千円ということでの補正でございます。

次の3款の民生費でございます。補正額 100,614千円でございますけども、大きな

ものとしまして1項の社会福祉費 100,585千円でございます。内容といたしましては社会福祉費の関係でございますけども、国民健康保険特別会計の繰出金、これが4,326千円の増ということでございます。更に3項の身体障害者福祉費、更生援護施設の事務費の予算を計上いたしました、これが 3,600千円でございます。次の頁に11目の老人保護措置費の精算による平成9年度分の精算返納金をそれぞれ国庫金と道費ということでの 750千円の補正の増でございます。それから13目ですけども、グループホームの施設費、これも行政報告での説明のとおりでございますけども、これに関わる補正額90,698千円の事業費ということで旅費以下備品購入費までのものでございます。次の14目の介護保険準備費でございます。これは介護保険準備に係る予算の計上ということで 1,053千円、8節報償費から19の負担金補助及び交付金までの事業の内容でございます。

次の17頁でございます。4目の衛生費、 1,750千円の減額でございますけども、これは沼田厚生病院の運営費の補助金の減ということの内容でございます。

6款の農林水産業費、 4,156千円の増でございます。これは農業費の中でも3目の農業振興費、これが 2,499千円でございます。これ水田農業の活性化の支援事業の補助金を予算計上したということでフムウ型の防除機の導入8台をみてございます。次に7目の新生産調整推進費、 450千円でございます。これはこの確立補助金を、国庫補助金で予算を計上いたしました。次の18頁でございます。17目の農業構造改善事業費、これは追加分といたしまして気象情報の利用調査費、更に附帯事務費ということでの事業費の増でございます。

次の7款の商工費、 9,732千円の減額でございます。これは2目の商工振興費の中で、企業立地の関係でこれの分を減額したということで、新規分としまして野幌陶管分と更にこのチェックポイント社が創業開始が平成10年5月ということになったことに伴ってのこれ分の減が差引して 9,924千円の減というので、特定財源としまして企業立地の繰入金からの減ということということになりました。

次の19頁でございます。8款の土木費、56,223千円の減の主なものは、2項道路新設の改良費でございます。3本ありまして、まず沼田幹線の歩道工事に係わるものが工事費と設計委託料、更に沼田停車場線の実測実施設計の委託に係わる予算計上分、更に並木橋の架換工事に係わる工事費の増額ということで、需用費、委託料、工事請負費ということでの補正の増ということでございます。次に公園費 4,000千円、これ

はオートキャンプ場に土砂を入換工事をするということでのテント利用者の便利を図るということでの補正の増でございます。

次の10款の教育費 1,456千円の増でございますけども、小学校、中学校、それから社会教育、それぞれ陶芸実技指導の委託業務ということで、小学校につきましては200人の2千円ということで400千円、中学校につきましては3千円の150人で300千円。それから次の頁ですけども、社会教育の社会教育推進事業費でございますけどもこれも300千円と、更にいきいき大学に関わる予算計上ということで206千円で併せてここで506千円の社会教育推進事業ということになってございます。

次の14款の災害復旧費でございます。3,785千円の補正でございますけども、まず農業用の関係としましては幌新及び東予地区の農業排水の測量設計委託を予算を計上いたしましたのと、道路橋梁の災害でございますけども、これは多田の沢川の関わる災害復旧の設計委託をここに計上いたしてございます。

以上が歳出の主なものでありまして、次に歳入をご説明いたしますので元に戻りますけども9頁をお開き下さい。

まず8款の地方交付税、これを35,835千円の増ということになってございます。

次の12款国庫支出金、15,239千円の増でございますけども、大きなものは更生援護施設の事務費で民生費の国庫で1,800千円、それから介護保険制度の開始にかかる準備経費といたしまして600千円、それから住宅の関係でございますけども、これは平成8年度分の産炭地の引き上げ率の〜に関わるものといたしまして2,738千円、それから第2柳町団地の整備事業の定住促進の事業に関わる補助金といたしまして10,101千円でございます。

道の13款の支出金でございますけども、今回25,247千円の補正はまず更生保護施設の関係の道からの負担金が900千円と、10頁になりますが民生児童委員の負担金として1,144千円でございます。それから道の補助金といたしまして、街なか活性化の支援事業の補助金、これが減が1,500千円と中心市街の活性化の補助金が2,500千円ということで差引1,000千円の増、民生児童委員の活動費、これは道補助への組み替えということでの減額が1,097千円ございましたけども、グループホーム建設に係る補助金、わがまち福祉振興事業の補助金、これが20,000千円ということで18,921千円の増でございます。次の農水関係で水田農業新食糧法対応流通確立事業、更に地域農業基盤確率支援推進補助等々で3,218千円の補助金の増でございます。

16款の繰入金でございます。今回 9,574千円の減は、先程もご説明しましたけども企業立地の促進の分が減額になったということでの 9,924千円の減が主なものでございます。

次の11頁でございます。17款の繰越金でございます。今回26,839千円、当初予算が5,000千円でございますので、最終的に行政報告にも載せて書いてございましたけども、最終的には31,839千円の準繰越ということで、なおこれ以外に繰越明許費が30,525千円ございます。

次の18款の諸収入でございます。29,094千円の増は、まず産炭地の臨交金が 1,338千円の増でございますのと、雑入のなかで河川の改修の附帯工事の負担金、これは並木橋の架換の事業の量の増に伴うものとして27,616千円が主なものでございます。

次の19款の町債、72,700千円の補正増は、今回事業がある程度確定しましたということでの起債の申請でそれぞれ事業の起債額がこのようになったということで、定住促進団地整備事業債が10,600千円と、グループホームの建設事業債、これが47,500千円、次の頁でございますけども厚生病院の医療機器の補助金が使わなくなったということでの起債の 3,400千円の減、それから沼田幹線の地方特定道路整備事業債、これが18,000千円の増と、増というか18,000千円ということでのものでございます。

以上が歳入の主なものであり、簡単でございますけども、これで説明にかえさせて頂きます。どうかご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番。

○10番（久保議員） 10番。ちょっと分かりづくて、早い説明で聞き取れなかったと思うのですけども、まず土地の購入費が15、16、17頁、3つありますね。これは財産購入ですからもう少し詳しく、どこの土地をどこどこから何㎡買ったというようなことでご説明お願いしたいと思います。1点だけです。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） はい。どうもすみませんでした、ちょっと早すぎて。それでは15頁の定住促進の団地整備事業費の中での公有財産購入費でございますね、17,238千円でございますけども、これは団地内の敷地全部を一応、該当する敷地を買うということで約 2,873坪で、㎡はちょっと失礼しまして、坪約大体5千円から6千円の範囲ということでの予算の組み方ということでのものでございます。場所は、こ

れは定住促進、第2柳町団地と言いましたけれども字北竜の柳町の、源氏橋渡ってすぐ右左のところに予定されているところでございます。

○10番（久保議員） 相手は。

○財政課長（平木昭良課長） 相手は地検者が約15～16名ございます。源氏橋渡って～～

○10番（久保議員） 前の、道路向かいということですね。

○財政課長（平木昭良課長） 右側ですから、今の団地の向かい側というか、北側、それとその左側のごく一部というか、あの全地でないので分筆というか、一部を購入するということですね、それぞれに、地検者から。

説明資料をお持ちでございましたら3頁に見取図というか位置図、それから4頁にここにあれですか平面図ですか、付いてございますけども、こうやって図面等見て左側が北側ということですか、この図面の上からは源氏橋から入ってきたところでございます。それで既存の柳町団地はこの住宅、住宅、住宅とこう書いてあります、ここが既存の第1柳町団地で、第2柳町団地はそのいま仮に区画割をしたということでの計画でございますから、まだ実際実施になりますとどうなるかまだわかりませんが、このような形で団地を造成して分譲したいということの図面でございます。

よろしいでしょうか、今の15頁。次の16頁でございますけども、これは13目のグループホームの施設のなかの17節の公有財産購入費だと思いますけども、これについては現在地検者とまだこれから相談というかするのですけども、一応予定では地目によっても違うのですけども、16千円から24千円、25千円というなかでこれから調整していきたいということでの予定額でございます。場所は、今回図面があるか、すみません、5頁に位置図というか、位置図がございますのと、次の6頁にそれぞれこの痴呆性の施設の配置図がございますので、～～のは旭寿園のデイサービスの向かって左側のこの施設を作るとことでの、ここに配置されたところの地検者への対応の用地取得ということで、地検者は3軒ございます。それぞれ地目原野ですとか、宅地ですとか、他にも色々地目がそれぞれ重なってますので一律なんぼということじゃなくて、それぞれ16千円から24千円、25千円の間ということでの予算の組み方でございます。久保議員さん、いま2件でしたか。

○10番（久保議員） 3件ある。

○財政課長（平木昭良課長） もう1件。

○10番（久保議員） 次の頁。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 最後の頁、17頁の土地の購入につきましては私のほうからご説明申し上げますが、これにつきましては図面等がついてございまして、旧浄水場の道路がございまして、これふるさと農道でいま整備を計画してございまして、当初いきあたりで浄水場までの改良をするという予定でございましたけれども、奥に旭穂の道路が通り抜けてございまして、完成してございまして、せっかく道路をつけるのであればその地域のためにこう利便性のある道路ということで、そこまで道路をつなぐ予定でございまして、これ面積的にはこれから用地確定測量をやって決定するわけでございますけれども約1000～1200、1300㎡の誘致買収がかかってくるだろうと、これ等につきましては地先といたしましては中島さん、それから石脇さん、この辺の方々の水田、或いは雑種地等を買収させて頂くという計画でございまして、よろしくお願いいたします。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。8番。

○8番（横山議員） はい。横山だけでも、ちょっとお聞きしたいのですけれども、オートキャンプ場の土の入れ換えですけれども、出来たばかりなのにどこをどうゆう関係で。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） はい。オートキャンプ場につきましては、本当に議員さん言われるとおりにまだ出来たばかりなのですが、あの場所というのは当初玄武岩の、今採石を留萌のハラダさんがやっておられます。あの道路をつけるときに一時あそこを土捨場にした経過がございまして、その時に上段ですね、今のトイレ関係、～のある方向の上のほうがかかなり岩石が入っている状況がございまして、それで上のほうの、当時オートキャンプ場で整備したときにはある程度～をとったのですが、ある程度下がった部分もございまして、その岩石のよりまして釘が刺さらないという苦情が非常にございまして、テントを張る時に。その釘の刺さる分だけ、今回の補正を頂いて整備をしたいと考え方でございまして。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に

入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、議案第31号、平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。和風園長。

○和風園長（清水勝之園長） 議案第31号、平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。

平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

別冊の補正予算第1号をお開き頂きたいと思います。

1頁でございます。平成10年度沼田町養護老人ホーム（和風園）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,772千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,272千円と定める。

2項については省略を致します。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

今回の補正予算につきましては、平成9年度の繰越金の調整でございます。歳出につきましてご説明を申し上げます。

(「異議なし」の声あり)

○和風園長（清水勝之園長） それではよろしくご審議お願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、議案第32号、平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。旭寿園長。

○旭寿園長（高儀博幸園長） 日程第6、議案第32号、平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。

平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

別冊の補正予算第1号をお開き頂きたいと思います。

平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）。

平成10年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

次の歳入歳出予算の補正につきましては省略致します。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

（「異議なし」の声あり）

○旭寿園長（高儀博幸園長） よろしくご審議お願いします。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、議案第33号、平成10年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について、日程第2、議案第28号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号及び28号を一括して議題とすることに決しました。

それでは議案第33号及び28号を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 議案第33号、平成10年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成10年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

別冊の補正予算第1号でございます。1頁でございます。

平成10年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成10年度沼田町国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところ

ろによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,911千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 437,644千円と定める。

第2項を省略させていただきます。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

税の関係については続いて財政課長から説明あると思いますけども、今回の補正につきましては例年この年に、この時期に～～ますけども、前年度の繰越金が確定になりましたというようなことで保険税の付加限度額の変更等が主な補正の内容のものでございます。

それでは歳出のほうから説明させていただきます。9頁でございます。1款の総務費でございます。一般管理費の5千円の補正額につきましては、節の入れ換えをさせていただきます。使用料及び賃借料につきまして、役務のほうに科目の入れ換えをさせてもらったということで、54千円が59千円になってございますけども、5千円の増につきましては単価アップ分入れてなかったということで5千円を増やしてございます。それから4項の特別対策事業費でございます、898千円の減でございます。これ11節の需用費から13節の委託料まで、平成10年度から対策事業費がなくなりまして一般財源化になったということで、後々説明しますけども疾病予防費の方へそれぞれ予算の入れ換えをさせてもらったというものでございます。

それから老人保健の拠出金でございます。補正額 3,496千円、19節の負担金補助及び交付金でございますけども、これも例年この時期でございますけれども確定通知によりまして増をさせて頂いているということで 3,496千円の増となつてございます。それから老人保健事業費の拠出金でございます。45千円の減、これも同じことでございます、確定通知の関係でございます。次も21千円増になつてございますけども、事務費の拠出金が確定通知により増となつたということでございます。

次、10頁でございます。疾病予防費でございますして 898千円、先程特待事業費のほうからということで全額科目の変更をさせていただきます。

それから基金の積立金でございます。補正額で20,434千円、これ平成9年度の、からの繰越金ということで基金のほうへ積立てする分についてそれぞれ積立てをさせて

もらってございます。～～～収入、支出の残った分が積立金に回っているということ
でございます。

それから歳入の関係でございます、7頁でございます。国民健康保険税、45,568千
円の減でございます。繰越金が確定したことに伴いまして、保険税の必要限度額、こ
ういったものが決まってきたということでそれぞれ減額をさせてもらってございま
す。

それから国庫支出金のほうでございます。事務費負担金 160千円の減、これ決定通
知によりまして納税通知書、それから費用弁償、旅費等につきまして減額をさせても
らってございます。それから療養給付費等の負担金でございます、1,399千円の増で
ございますけども、老人保健に関わる医療費に拠出金が増えたということでございま
す。

それから繰入金でございます。一般会計繰入金 4,326千円。繰越金が多いのに何故
一般会計から出すかということでございますけれども、法定で定められておりまして
、これ一般会計から繰入をしないということで定められている分でございます、事
務費関係につきましては旅費、需用費等につきまして 1,414千円、繰入をしてござい
ます。それから財政安定化支援事業繰入金ということで、これ保険者の責めによるこ
とのできない事情ということで低所得者が多いとか、それから病床、病院の病床数が
多いとか、過剰であるとかということでそれぞれ安定化のために一般会計のほうから
繰入をなささいということで定められている分でございます、これが20,912千円と
いうことでございます。

次に8頁の繰越金でございます。本年度補正額63,914千円、これ前年度の繰越金の
関係でございます、医療費の支出が当初3月の補正の段階で考えていたのですけど
も、いま言う計画していたよりも多く余ったというようなこともございまして、繰越
金が若干多くなっております。以上でございます。よろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第28号でございます。議案第28号、沼田町国民健
康保険税条例の一部を改正する条例について。

沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成10年6月17日提出。

沼田町長でございます。

次の頁に沼田町国民健康保険税の一部を改正する条例が、条文がございます。

条文の朗読は省略致しまして、まず第10条の関係でございますけど、この第10条につきましては低所得者の判定基準の額のところでございまして、今回は改正は 240千円を 245千円に改めるのと、次の 340千円を 350千円に改めるのが主な保険税条例の改正でございます。それで説明資料が次の頁に書いてございますので、それに基づきまして今回の国保税の税率の算出の経過をそれぞれこの表に基づきましてご説明を申し上げます。

只今、補正予算につきましては民生課長から説明ありましたが、今回保険税の予算計上額が一段目でございますけども 128,705千円でございます。それで徴収歩合ですとか、月割課税等の減収金額を23,082千円と見込みまして 151,787千円の調定見込みを立てたところでございます。昨年度は 181,120千円でございます、29,333千円の減額ということになってございます。更に低所得者軽減額と限度額を越える税額につきましては推計致しまして、それぞれ24,840千円、36,402千円で、課税必要額が 213,029千円となっております。昨年度の課税必要額が 269,093千円で、56,064千円の減額となっております。

次に二段目でございますけども、これをそれぞれ課税割合で乗じまして改正必要額をそれぞれ出しております。

三段目にいきまして、課税標準につきましては所得割 1,010,955千円でございますが、昨年は 1,481,029千円で比較しますと約 6.8%の減となっております。資産割については横這いとなっておりますが、均等割につきましては 1,773人となっております、昨年より 160名の減。平等割につきましては 764世帯と昨年より46世帯の減となっております。以上のことから割かえしまして、今回所得割、資産割、均等割、平等割の税率をそれぞれ10.27、60.00、33千円、39千円と据え置きとなりました。

四段目でその結果、均等割33千円、平等割39千円を現行どおりとした 7割、5割、2割軽減額をそれぞれそこに記載してございます。1号から3号該当でございます。

このようなことから右側のほうにいきまして、一番目の税率の欄でございますけども、現行どおりの課税限度額 530千円でございますけども、この税率を表してございまして、二番には低所得者の判定基準～の1号から3号該当の金額が載せてございまして、今回の条例改正では先程も説明致したとおり2号該当の5割軽減の240千円が

245千円となり、3号該当の2割軽減の340千円が350千円との提案でございます。
この網かけ部分がそれでございます。

三番目で低所得者の軽減額として1号から3号該当の均等割、平等割の金額を参考までに記載してあります。前年度は変わりございません。

次の頁でございますけども、このことによりまして所帯当たり、1人当たりの税額がいくらになったかということの計算をしたものでございます。世帯層ではばらつきがございますが、何れも昨年度より減額になっており、世帯当たり24,931円、1人当たり8,089円の減でございます。表の説明が省略させてもらいまして、次に下の表でございますけども、これは北空知1市6町の課税状況をこれを作った時点での一覧表にしたものでございますので、後程お目通し願いたいと思います。

最後の頁につきましては、試算例としまして資料を添付致しておりますので後程ご覧になって頂きたいと思います。

この条例改正に当たりましては、先般国保運営協議会におきまして審議を賜りまして答申を受けておりますことを申し添え、簡単ではございますが、以上説明～～～よろしくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。9番。

○9番（野議員） 条例そのものについては問題はないのですが、所得者の下のほうでこういうふうに金額が上がってくるということになりますと、平成9年度現在で大体沼田町の未収件数がなんぼで、金額大体なんぼぐらいあるのかちょっと教えて頂きたいのですけども。ということは、せっかくこうやった上げても未収金が多くなってくると全町的に増やしていかなければならないということになりますと、ちょっとこうこういったことが何かおかしい形になるので、ちょっとそのへんを教えて頂きたいと思います。今、ないですか。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） ちょっと今、ちょうどこれから決算入りますけども、まだここには、手元にはいま滞納は何件でなんぼあるかというのはちょっと今ここに資料がございませんけど、現実には国保の今この課税されるのは現年度分としての計算でございますから、滞納繰越分の収入の分は入ってございません。後から資料をまた後からご説明申し上げますけども、ちょっと今ここではないので後からまたご説明

申し上げます。

○9番（野議員） わかりました。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第33号及び議案第28号を一括して採決いたします。お諮りいたします。議案第33号及び議案第28号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって議案第33号及び議案第28号は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第8、議案第34号、平成10年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（松田 剛課長） はい。議案第34号、平成10年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。

平成10年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

別冊の補正予算第1号をご覧ください。1頁をお開き頂きたいと思っております。

平成10年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成10年度沼田町公共下水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,390千円を、恐れ入りますがこの減額をご訂正頂きたいと思います、増額にご訂正頂きたいと思っております。申し訳ありません、39,390千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ411,800千円と定める。

2項につきましては省略させていただきます。

地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

頁、3頁に記載しております。

今回の補正につきましては、国の補正予算に関連いたしまして北竜地区の污水関係、新設工事関係並びに4月人事異動による職員1名減が主な要因であります。

支出、10頁をお開き頂きたいと思っております。10頁で下水道事業費、一般管理費で補正額1,590千円の減額であります。先程申しましたように職員1名減によりますのと、11節の需用費につきましては浄化センターの〜〜〜修理であります。2項の下水道建設費につきましては、国の補正予算によります40,980千円の増であります。これにつきましては15の工事請負費、これも字句の訂正をお願いしたいと思っておりますが、一番下の工事その1、それからまた同じく工事その1になっておりますが、工事1、一番下段が工事2となっております。この関係で工事費として17,650千円、それに関わります委託関係で21,700千円ほど計上しております。

歳入につきましては、恐れ入ります、8頁をお開き頂きたいと思っております。歳入につきましては、先程言いましたように国庫補助金は20,100千円の増額ということで、事業費40,200千円に対しまして2分の1ということで20,100千円の国庫補助金が増額となっております。

それから6款の繰越金につきましては、平成9年度の繰越金として1,690千円を繰越金として計上しております。

それから町債につきましては下水道の、先程も言いました下水道事業費に対します町債ということで、下水道事業債で17,600千円を増額しております。

これが、簡単ですけど主な要因となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について

採決いたします。お諮りいたします。議案第34号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第9、議案第35号、平成10年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（松田 剛課長） はい。議案第35号、平成10年度沼田町水道事業会計補正予算について。

平成10年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

別冊の平成10年度沼田町水道事業会計補正予算第1号をご覧頂きたいと思っております。

1頁をお開き頂きたいと思っております。平成10年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 平成10年度沼田町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成10年度沼田町水道事業会計予算第3条に定めた収益、収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款 この関係につきましては11,403千円の補正額であります。これにつきましては補正予算の最後の頁に～～添付しておりますが、この関係は今回の高規格道路に建設に関わる保障工事として計上しておりますのと、併せまして若干の消費税の増ということで計上しております。

支出の関係であります。11頁をお開き頂きたいと思っております。

保障工事関係で3の受託工事費で沼田第2地区配水管移設工事その2ということで、これ一番最後の頁に～～図を載せておりますが、田畑線の関係で高規格道路との関係で保障工事ということで載せております。それから2の営業外収益につきましては、雑支出として消費税の803千円の増ということでありますので、支出につきまして

は以上です。

収入につきましては、10頁に記載しておりますが、先程申しました受託工事費の見返りとしまして受託工事収益として10,600千円、それから給水収益として803千円を増額にしております。

簡単ですけど説明終わらせて頂きますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第10、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。財政課長

○財政課長（平木昭良課長） 報告第1号でございます。繰越明許費に係る繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成9年度一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成10年6月17日提出。

沼田町長。

次に平成9年度の繰越計算書がここに書いてございます。繰り越したものは何かとありますと、9款の農林水産業費の1項農業費、この中で事業名として2本ございます。道営中山間地域の農村整備事業（沼田地区）、これは国の補正分でございます。

これが37,000千円でございます。工事内容としましては、暗渠排水ですとか、農道の舗装と改良でございます。これ等が財源内訳としまして公共の地方債が14,700千円と、受益者分担金が6,000千円、一般財源が16,300千円。

もう1本は同じく道営の担い手育成の補助整備事業（沼田地区）、これも補正分でございます。排水路の工事でございます。21,125千円で、特〜財源としましては公共の6,900千円の地方債と、一般財源で14,225千円。

以上、2本でございますのでご報告致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。日程第10を報告のとおり受理することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本報告は、報告のとおり受理することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第11、報告第2号、株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について、日程第12、報告第3号、沼田土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について、日程第13、報告第4号、財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを一括議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、日程第11、12、13を一括して議題とすることに決しました。

それでは日程第11、12、13を一括して議題といたします。

本件はそれぞれ報告事項で、内容の理解を頂いたものと存じます。よって本件の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本件の説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。日程第11、12、13を報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本報告3件は、報告のとおり受理することに決しました。

休憩をいたします。

15時42分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

16時16分

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の追加についてお諮り致します。只今、請負契約2件、委員会審査報告2件、陳情2件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、日程第14、議案第36号、町道恵北幹線凍雪害防止工事請負契約について、日程第15、議案第37号、町道更新1号線並木橋架換工事請負契約について、日程第16、委員会審査報告、陳情第3号、商工業の助成に関する陳情について、日程第17、委員会審査報告、陳情第1号、年金制度の維持に関する陳情について、日程第18、陳情第2号、義務教育国庫負担方一部適用除外に関する陳情について、日程第19、陳情第3号、医療・福祉・社会保障の充実を求める陳情について、以上日程に追加することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第14、議案第36号、町道恵北幹線凍雪害防止工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第36号、町道恵北幹線凍雪害防止工事（外1）請負契約について。

下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

記でございますけども、契約の目的でございますが、町道恵北幹線の凍雪害防止工

事でございます。

契約の方法。5社による指名競争入札でございますが、この5社につきましては、別途資料を配付してございますのでお目通しを願います。

契約金額でございますが、65,100千円。

契約の相手方。教和・渡部共同企業体。代表、沼田町字高穂 103番地の 219、教和建設株式会社、代表取締役、岩田教治でございます。

工事の場所。北竜第1。

工期。着工の日から 120日間でございます。

平成10年6月18日提出。

沼田町長名でございます。

よろしくご審議お願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第36号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第15、議案第37号、町道更新1号線並木橋架換工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第37号、町道更新1号線並木橋架換工事（外1）請負契約について。

下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

記でございますけれども、契約の目的。町道更新幹線並木橋の架換工事でございます。これにつきましては、河川改修に伴いまして更新1号線の並木橋の架換工事を実施するものでございます。

契約の方法、5社による指名競争入札でございますが、これも先程同様資料として添付してございますので、指名5社につきましてはお目通しを願います。

契約の金額、178,080千円。

契約の相手方、中村・日本高圧・教和共同企業体。代表者でございますけれども、沼田町字沼田351番地、中村建設株式会社、代表取締役、中村幹夫でございます。

工事の場所、更新でございます。

工期でございますが、着工の日から270日間ということでございます。

平成10年6月18日提出。

沼田町長名でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第37号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第16、委員会審査報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。

(山木委員長 登壇)

○委員長(山木委員長) 委員会審査報告。平成9年第4回定例会において、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

(以下 報告書朗読)

○議長(吉尾政春議長) 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。陳情第3号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり採択すべきものと決定して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり採択すべきものと決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第17、委員会審査報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。

(山木委員長 登壇)

○委員長(山木委員長) 委員会審査報告。平成10年第1回定例会において、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

(以下 報告書朗読)

○議長(吉尾政春議長) 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。陳情第1号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり採択すべきものと決定して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり採択すべきものと決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第18、陳情第2号、義務教育国庫負担法一部適用除外に関する陳情を議題といたします。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって陳情第2号は、委員会付託を省略することに決しました。

ただちに審議に入ります。お諮りいたします。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮りいたします。陳情第2号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本陳情は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第19、陳情第3号、医療・福祉・社会保障の充実を求める陳情に関する陳情を議題といたします。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮りいたします。陳情第3号は、会議規則第92条第1項の規

定により産業民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本陳情は、産業民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決しました。

休憩をいたします。

16時29分

○議長（吉尾政春議長） 再開をいたします。

16時30分

○議長（吉尾政春議長） 議事日程の追加について、お諮りいたします。

只今、意見案2件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって日程第20、意見案第4号、年金制度の維持に関する意見書（案）について、日程第21、意見案第5号、義務教育国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外に関する要望意見書（案）について、以上日程に追加することに決しました。

意見案の一括議題についてをお諮り致します。この際、意見案第4号、第5号を一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって、意見案第4号、第5号は一括して議題とすることに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第20、意見案第4号、年金制度の維持に関する意見書（案）について及び日程第21、意見案第5号、義務教育国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外に関する要望意見書（案）についてを一括して議題といたします。提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第４号、第５号を一括して採決いたします。お諮りいたします。本案は原案どおり、関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり関係機関に提出することに決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（吉尾政春議長） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。
これにて平成10年第２回沼田町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

1 6 時 3 2 分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員